

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	入院助産措置費	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	小川洋子	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	入院助産措置費(20-85-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則	
終期設定	有 無	年度	法令等	第19条、荒川区入院助産実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。				
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）				
内容	<p>東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。</p> <p>ただし、都立施設の場合は都負担となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 2. 分娩介助料 122,820円 3. 胎盤処理料 実費 4. 新生児介補料 1日3,810円 5. 新生児用品貸与料 1日500円 6. 新生児室料 1日1,100円 <p>利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付</p>				
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）				
必要性	保健上必要があるのに、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口申込（助産施設入所申込書記入） ・ 面接記録表作成 ・ 訪問調査 ・ 助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知） ・ 病院へ費用支払い 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
予算額	682	333	1,232	1,087	1,067	2,120	1,450	
決算額（19年度は見込み）	682	333	1,231	1,086	429	2,119	1,450	
人件費					2,327	2,989		
【事務分担量】（%）					27	35		
合計（+）	682	333	1,231	1,086	2,756	5,108	1,450	
国（特定財源）	249	140	428	552	255	797	627	
都（特定財源）	124	70	214	276	128	398	313	
その他（特定財源）	35	36	35	70	10	140	71	
一般財源	274	87	554	188	2,363	3,773	439	
実績の推移	事項名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	入院助産相談件数（新規）				45	45	40	40
	入院助産活動件数（延べ）				111	152	59	60
	受給者総数（都立産院入院者含む）	14	13	12	17	11	20	20
うち区負担分（私立病院のみ）		1	4	4	2	7	5	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
20扶助費	入院料及び措置費		154	入院料及び措置費	1,077	入院料及び措置費	772
	分娩介助料		235	分娩介助料	860	分娩介助料	492
	胎盤処置料		7	胎盤処置料	24	胎盤処置料	13
	新生児用品貸与料(都加算)		3	新生児用品貸与料	15	新生児用品貸与料	16
	新生児室料(都加算)		7	新生児室料	30	新生児室料	35
	分娩介助料深夜加算額(都加算)		0	新生児介補料	114	新生児介補料	122
	新生児介補料		23				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	目標値(22年度)	
標	入院助産件数	17	11	20	20	—	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。 ・出産間近な妊産婦を受入る助産施設はほとんどない（病院間の連絡調整が必要）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	早期から指定施設に入所するように指導する。	指定施設（病院等）と妊産婦の信頼関係が深まり、妊産婦の精神的負担の軽減になる。
	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	出産にあたり、妊産婦の保健上・経済上の不安を取り除き、有効な少子化対策となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	母子生活支援施設費（事務費）	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
		担当者名	松本 和之	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	母子生活支援施設措置費（20-87-50）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法	
終期設定	有 無	年度	法令等	施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	対象すべき児童の福祉に欠ける母子世帯 入所世帯数 18世帯（46人） 平成19年6月初日現在				
内容	<p>生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。</p> <p>1. 入退所事務 ・ 計画課ひとり親女性福祉係</p> <p>2. 母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋</p> <p>・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯</p> <p>・職員 常勤職員7人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子指導員2人、心理療養担当職員1人、用務員1人〕</p> <p>非常勤職員4人〔被虐待児個別対応職員、特別生活指導員、入所児童処遇特別職員、心理療法補助職員 各1人〕</p> <p>嘱託医1人</p>				
経過	<p>昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。</p> <p>平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。</p> <p>平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮 母子生活支援施設</p> <p>児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。</p> <p>平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増）</p> <p>平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止。2月 私立母子生活支援施設開設。</p> <p>平成18年6月 ショートステイ事業開始</p>				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込 面接 調査 入所の承諾 入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	64,207	65,352	63,893	67,296	74,596	74,900	74,723	
決算額（19年度は見込み）	63,309	62,160	62,267	67,101	71,037	74,555	74,378	
人件費					4,999	6,832		
【事務分担量】（%）					58	80		
合計（+）	63,309	62,160	62,267	67,101	76,036	81,387	74,378	
国（特定財源）	13,557	21,285	21,516	24,471	25,431	29,835	30,025	
都（特定財源）	7,103	10,642	10,784	12,235	12,716	14,924	15,012	
その他（特定財源）	182	146	85	125	133	251	214	
一般財源	42,467	30,087	29,882	30,270	37,756	36,377	29,127	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	月平均入所世帯数	16.9	16.7	17.8	19.6	19.6	19.7	20
	月平均入所者数	39.0	39.1	39.8	44.2	44.2	50.3	50
	相談件数（新規）				68	74	34	35
	入所世帯数（新規）	7	6	8	9	9	4	5

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	事務室・共用部分	1,631				
	一般需要費	小破修繕	0				
	委託料	運営委託料(10ヵ月分)	58,488				
	負担金補助金及び交付金	区単独助成	51	区単独助成	1,326	区単独助成	1,153
	扶助費	母子保護費(2ヵ月分)	10,867	母子保護費	73,227	母子保護費	73,570

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	退所（自立）世帯数	8	9	5	5		
	退所（自立）人数	21	19	10	10		
	平均在所年数（年度末現在）	1年0 8ヶ月	1年0 7ヶ月	2年10ヶ 月	1年 9ヶ月		

（問題点・課題）	<p>平成19年6月現在、4世帯が在所30ヶ月を超え、さらに2世帯が在所24ヶ月に迫ろうとしている。これら在所期間が長期化している世帯の自立に向けた支援の仕方が課題となっている。入所者は子どもの養育について生活上の問題等で悩みをもっている。入所後は職員と入所者とより良い関係を築くことが大事である。</p>
他区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
在所期間が長期化している世帯の自立計画の見直し	入所世帯個々の在所期間が短縮すれば、それだけ多数の入所希望世帯が利用できるものとする
職員と入所者との人間関係について	より良い人間関係をもつことにより、不安や孤独感が払拭され、自立への自身に繋がる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	家庭相談事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	家庭相談事業（21-07-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	荒川区組織規則第14条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・指導を行い、家庭生活の崩壊を未然に防ぐ。				
対象者等	区民				
内容	相談員による面接相談（常時実施） 家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、住宅相談、その他				
経過	昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始したものである。 平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。 平成13年度 東京都家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回） 平成18年度 保護課から計画課に移管。				
必要性	近年の離婚件数の増加、核家族化、少子高齢化社会は家庭問題を複雑化し、相談内容も専門的になり、家庭に関する相談機関も多岐にわたってきている。家庭生活における人間関係に係る相談を主として受ける本事業は、家族の絆やふれあいの必要性が求められる今日、他機関で扱わない相談機関として継続していくことが必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 常勤相談員1名 1 区民の来所面接相談 2 家庭問題解決のため、他法、他施策の活用等の助言 3 法律問題等の専門的問題は、区民相談所を紹介				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	8	6	6	6	6	6	4	
決算額（19年度は見込み）	6	6	6	6	6	4	4	
人件費					1,339	2,135		
【事務分担量】（%）					30	25		
合計（+）	6	6	6	6	1,345	2,139	4	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	6	6	6	6	1,345	2,139	4	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	離婚相談	7	5	4	5	14	4	10
	夫婦、親子関係相談	10	6	12	11	29	9	10
	その他相談	3	15	27	36	56	56	60
	宿泊所等入所件数(再掲)						4	5

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		分担金	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	6	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京都家庭相談員連絡協議会分担金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	家庭相談件数	52	99	69	80		

問題点・課題（指標）	<p>本来、家庭相談とは、「家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談指導業務」とされているところであり、本事業においては、主として子どもに係わる家庭内の相談を取り扱うことに特化すべきである。専門的な法律上の問題や、子どもとの係わりがでてこない一般的な生活相談等については、関係部課と連携を図りながら、相談者の立場に立った対応が必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 16 区 未実施 6 区）</p> <p>家庭相談員設置区 17区。東京都家庭相談員連絡協議会 会員区17区 未実施区(千代田・中央・文京・中野・北・葛飾)</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
家庭相談員のあり方を検討する。	相談の内容が明確になり、担当部署がわかりやすくなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	C	現状どおり実施する。

議会議決（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	母子相談事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	母子相談事業（21-14-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	・母子及び寡婦福祉法 ・東京都母子福祉	
終期設定	有 無	年度	法令等	資金貸付条例（条例による事務処理の特例）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員（女性相談員と兼務）が助言、指導を行いこれらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。				
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）				
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）				
経過	昭和39年7月 母子福祉法 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める				
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 母子自立支援員1名（女性相談と兼務） 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	96	278	254	228	183	177	137	
決算額（19年度は見込み）	81	210	217	153	172	133	137	
人件費					3,539	5,978		
【事務分担量】（%）					70	70		
合計（ + ）	81	210	217	153	3,711	6,111	137	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	81	210	217	153	3,711	6,111	137	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	母子福祉資金貸付	130	94	93	85	171	204	220
	住宅相談	20	24	14	32	21	17	20
	家庭紛争	0	0	1	3	3	5	5
	その他	8	7	9	42	50	232	245

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用	印刷製本（納付書）	172	印刷製本（納付書）	131	印刷製本（納付書）	135	
分担金	東京都母子相談連絡	2	東京都母子相談連絡	2	東京都母子相談連絡	2	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	母子相談件数	162	245	458	490		

（問題点・課題 指標分析）	母子世帯がかかえる様々な問題を解決するうえで、他の関係機関との連携を深めることが必要。
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	区民の要望に答える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	区民へのPRを徹底し、相談体制を強化していく。

議 会 要 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	なし
---	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自立支援教育訓練給付金事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子家庭自立支援給付金事業（21-17-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）・自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、下記の要件の全部に該当する者。 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。 (2) 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。 (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるもの。				
内容	母子世帯の母が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限）				
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始(支給要綱制定)				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、給付金等の申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（5月・10月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額				2,000	2,000	2,000	1,200	
決算額（19年度は見込み）				139	414	304	1,200	
人件費					431	2,562		
【事務分担量】（%）					5	30		
合計（+）				139	845	2,866	1,200	
国（特定財源）				104	310	228	900	
都（特定財源）				0	0	0	0	
その他（特定財源）				0	0	0	0	
一般財源				35	535	2,638	300	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	医療事務				1	4	2	2
	ヘルパー				2	3	3	6
	行政書士					1		
	英会話						1	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	教育訓練給付金	414	教育訓練給付金	304	教育訓練給付金	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	給付金支給件数	3	8	6	8		

（問題点・課題分析）	<p>区報等によるPRをしているが、引き続き、実際に必要な人に本制度が十分に周知されるよう更に、努力することが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 2 区） 未実施区 2区（文京、渋谷）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようする。	利用者が増える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	現状どおり実施する。

議（要質問）況	なし
---------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高等技能訓練促進費事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子家庭自立支援給付金事業（21-17-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）高等技能訓練促進費事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、下記の要件の全部に該当する者。 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。 (2) 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者				
内容	母子世帯の母が看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の最後の3分の1に相当する期間に対して月額10万3千円を給付する。（12ヶ月を上限とする）				
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始(支給要綱制定)				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、給付金等の申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（5月・11月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額				1,236	1,236	1,236	1,236	
決算額（19年度は見込み）				721	0	309	1,236	
人件費					431	1,281		
【事務分担量】（%）					5	15		
合計（+）				721	431	1,590	1,236	
国（特定財源）				540	0	232	927	
都（特定財源）				0	0	0	0	
その他（特定財源）				0	0	0	0	
一般財源				181	431	1,358	309	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	看護師				1	0	1	2

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）			
		主な事項		主な事項		主な事項			
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）			
負担金補	高等技能訓練促進	0		高等技能訓練促進	309		高等技能訓練促進	1,236	
	給付金			給付金			給付金		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
給付金	給付金支給件数	1	0	1	2		

（問題点・課題分析）	区報等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されているか疑問である。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 4 区） 未実施区 4区（文京、渋谷、中野、板橋）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	利用者が増える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	現状どおり実施する。

議会議決（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	常用雇用転換奨励金事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	母子家庭自立支援給付金事業（21-17-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）常用雇用転換奨励金事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子家庭の母は、安定した雇用形態での就業を望んでいるが、職業経験が乏しく技能も不十分であったり、子の養育等のために就業形態に制限があるなど、よりよい就業の場が得にくい状況にある。こうしたことから、新たに非常勤等で雇用された母子家庭の母に、常用雇用への転換に際し必要な研修・訓練を実施し、常用雇用へ移行した後、一定期間経過した事業主に対して、奨励金を支給することにより、母子家庭の母の常用雇用への転換を促進することを目的とする。				
対象者等	<p>1 支給対象事業主区内で事業を営む事業主で、短期間の有期雇用労働者として母子家庭の母を採用後、本人の承諾を得て「OJT計画書」を区に提出し、雇い入れ後6ヵ月以内に常用雇用へ転換し、下記の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 雇用保険の適用事業主であること。(2) 次のいずれかの紹介を受けて雇い入れた事業主であること。ア 公共職業安定所 イ 厚生労働大臣の許可を受けた無料・有料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者 (3) 当該労働者を常用雇用へ変換後、引き続き6ヶ月間雇用継続した事業主(4)過去6ヶ月間に事業主の都合により常用雇用労働者を解雇したことがない事業主(5)過去3年間に雇用したことのある者を再び雇用するものでないこと。</p> <p>2 対象労働者</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。(2)職業紹介期間に求職申込をしていること。</p>				
内容	奨励金を受けようとする事業主は、以下の条件を全て満たした後、常用雇用へ転換した日の翌日から起算して6ヶ月以内に支給申請書に必要書類を添付し申請する。(1) 短期雇用の期間は母子家庭の母を雇用した日6ヵ月以内の期間とする。(2) 事業主は、母子家庭の母を短期雇用期間中に常用雇用へ転換するために必要な事業所内での職業訓練(OJT等)を行うものとする。(3) 「OJT計画書」を作成し、当該雇用契約を締結した母子家庭の母の同意を得て必要書類を添付し、区に提出する。区は、「OJT計画書」が提出されたら内容等を確認し、改善の余地があるものは改善を提案するなどして適切な指導を行い書類受理し、写しを事業主に返却する。また、支給申請書が提出されたら、速やかに内容等を審査し、支給の可否を決定する。本事業の奨励金の支給額は、対象母子家庭の母1人あたり30万円とする。				
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始(支給要綱制定)				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・ 区報等によるPR 1 区報掲載(10月掲載予定) 2 荒川区ホームページにて周知				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額				300	300	300	300	
決算額(19年度は見込み)				0	0	0	300	
人件費					431	427		
【事務分担量】(%)					5	5		
合計(+)				0	431	427	300	
国(特定財源)				0	0	0	225	
都(特定財源)				0	0	0	0	
その他(特定財源)				0	0	0	0	
一般財源				0	431	427	75	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	常用雇用転換奨励金				0	0	0	1

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	負担金補	常用雇用転換奨励金	0	常用雇用転換奨励金	0	常用雇用転換奨励金	300

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	奨励金支給件数	0	0	0	1		

（問題点・課題分析）	区報等によるPRをしているが、実績がなく、今後、産業振興関係課とも連携し制度の周知に努めていきたい。
他区の実施状況	（実施 1 区 未実施 1 区） 実施区 台東区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報等により周知し、企業に制度を利用してもらう。	常用雇用になる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議会議案要旨	なし
--------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光																																										
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814																																										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	女性福祉資金貸付金（21-21-33-01）																																														
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業																																											
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例																																											
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則																																											
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																										
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]																																													
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																																													
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																																													
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることによりその経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。																																														
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 他から同種の貸付を受けられないこと 都内に6ヶ月以上居住していること 20歳以上の者 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）																																														
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額（単位：千円）</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額（単位：千円）</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>転宅資金</td> <td>260</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>（月額）50</td> <td>無</td> <td>結婚資金</td> <td>300</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>100</td> <td>無</td> <td>修学資金</td> <td>（月額）18～64</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>310（医療）・500（介護）</td> <td>無</td> <td>就学支度資金</td> <td>39～600</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>生活資金</td> <td>（月額）103</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%	技能修得資金	（月額）50	無	結婚資金	300	1%	就職支度資金	100	無	修学資金	（月額）18～64	無	医療介護資金	310（医療）・500（介護）	無	就学支度資金	39～600	無	生活資金	（月額）103	無			
貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子																																										
事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%																																										
事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%																																										
技能修得資金	（月額）50	無	結婚資金	300	1%																																										
就職支度資金	100	無	修学資金	（月額）18～64	無																																										
医療介護資金	310（医療）・500（介護）	無	就学支度資金	39～600	無																																										
生活資金	（月額）103	無																																													
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に）貸付対象年齢引き下げ（25歳 20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成19年3月 各種資金の貸付け限度額、技能習得資金の据置期間及び生活資金の体系を都条例と同様とするほか、修学資金については、条例では学校ごとの限度額を規定する方式に改正。大学は専門職大学院を含める事とした。																																														
必要性	類似する貸付事業（東京都母子福祉資金貸付）はあるが、その貸付が受けられない者を対象としている事業で、女性の自立にとっては欠かせない事業である。																																														
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） < 貸付審査会 > 適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 構成メンバー「計画課長、ひとり親女性福祉係長、担当者、その他会長（計画課長）が指定する者」 < 広報 > 年1回、区報に掲載（10月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知																																														

予算・決算額等の推移		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	3,700	2,000	1,566	1,500	1,200	1,200	1,800
	決算額（19年度は見込み）	1,968	0	1,566	1,176	390	990	1,800
	人件費					4,310	2,135	
	【事務分担量】（%）					50	25	
	合計（+）	1,968	0	1,566	1,176	4,700	3,125	1,800
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	2,220	1,817	1,936	1,647	2,049	1,667	1,363
一般財源	-252	-1,817	-370	-471	2,651	1,458	437	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	修学資金	3	0	2	2			1
	就学支度資金			1		1	1	1
	技能習得資金						1	1

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	その他貸付金	390	その他貸付金	990	その他貸付金	1,800

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	貸付件数	2	1	2	3		

償還率を向上させるために、さらに努力が必要。とくに、長期未納者対策が課題。

（問題点・課題） 指標分析	現年度 単位：千円			過年度 単位：千円		
	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度
調定額	1,607	2,154	1,392	調定額	1,375	1,338
償還額	1,458	1,963	1,206	償還額	186	85
償還率(%)	90.73	91.15	86.65	償還率(%)	13.45	6.32
未償還額	149.2	190.0	185.8	未償還額	1,189	1,253

他区の実況
（実施 17 区 未実施 6 区）
未実施区 6区（千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
長期未納者に対し訪問調査を行い、生活実態を把握し償還するよう働きかける。	償還金が少額であっても償還率が上がる。

事務事業の優先度		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議 会 （ 要 質 問 状）	なし
----------------------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	事務費（21-21-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	32 年度	根拠	東京都女性相談員設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	売春防止法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性の自立と安定した生活を図るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、婦人保護施設入所（売春防止法）生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居）自立（住込み就労等）のいずれかに決める。 3 施設入所 (1)東京都女性相談センター (2)婦人保護施設				
経過	昭和31年5月 売春防止法 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センター移転改築 平成14年度事業名変更 婦人相談事業費 女性相談事業費				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために重要な役割を担っている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 婦人相談員1名（母子相談と兼務） 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更正に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	62	100	143	97	80	93	106	
決算額（19年度は見込み）	15	77	94	39	48	76	106	
人件費					1,339	5,978		
【事務分担量】（%）					30	70		
合計（+）	15	77	94	39	1,387	6,054	106	
国（特定財源）	684	685	671	664	664	664	49	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	-669	-608	-577	-625	723	5,390	57	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	女性福祉資金貸付（新規相談）	5	10	6	8	6	6	10
	女性相談（貸付を除く新規相談）	17	55	53	65	43	62	70
	女性相談センター等入所（再掲）			12	13	17	18	20
	DV相談件数（再掲）				30	30	38	40

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	印刷製本（納付書等）	37	書籍購入等	56	印刷製本（納付書等）	54
	役員費	郵送料、移送費	8	郵送料、移送費	17	郵送料、移送費	49
	分担金	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	女性相談件数（新規）	73	49	68	80		

（問題点・課題 指標分析）	<p>1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性、母子が増大しているため、受入施設の不足が課題。</p> <p>2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携を図る等女性相談に関する体制整備が必要。</p>
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
年々、ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増えている。関係機関等の連携が必要である。	要保護者の要望に答えられる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	区民へのPRを徹底し、相談体制を強化していく。

議 会 要 質 問 状	なし
----------------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（21-35-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 56年度	根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションに宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。				
対象者等	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいるひとり親家庭 [参考] 児童育成手当（障害手当を除く）受給者数 2,624人（19年3月末現在）				
内容	低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する [14年度から] 指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（3か所）、日帰り施設（3か所） 助成限度額 宿泊：大人・子供ともに 3,000円 日帰り：大人・子供ともに 1,000円 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可				
経過	昭和46年 東京都母子休養ホーム事業 昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業 昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業（父子に拡大） 昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更 平成元年 2泊から3泊に拡大 平成4年 日帰り施設指定（3施設） 平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正 平成12年 日帰り子供の助成限度額を都基準額に改正（2,000円 1,500円） 平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳未満達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定） 宿泊施設（72ヶ所 3ヶ所）日帰り施設（4ヶ所 3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円 3,000円 子ども5,770円 3,000円）（日帰り：大人2,000円 1,000円 子ども1,500円 1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可）				
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 年度当初に指定施設と契約。利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し、直接申請者に配布。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,258	1,029	934	639	628	628	628	
決算額（19年度は見込み）	2,258	632	649	591	502	484	628	
人件費					1,724	1,281		
【事務分担量】（%）					20	15		
合計（+）	2,258	632	649	591	2,226	1,765	628	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,258	632	649	591	2,226	1,765	628	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	宿泊利用者	239	69	78	66	51	60	60
	日帰り利用者	942	413	429	394	353	315	448

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
使用料及賃借料	宿泊施設利用料		153	宿泊施設利用料	180	宿泊施設利用料	180
	日帰り施設利用料		349	日帰り施設利用料	304	日帰り施設利用料	448

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	利用者延人員	460	404	375	508		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 未実施区（千代田・墨田・杉並・豊島・足立・葛飾）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区報（5月号）に掲載しPRする。限られた予算のなかで、多くの人に利用できるよう事業を進めていく。	必要な人が利用できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議 会 要 質 問 状 （ ）	なし
--------------------------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費（21-42-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	
終期設定	有 無	年度	法令等	実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当する場合。 1 ひとり親家庭の親又は児童が一時的傷病の場合 2 日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合 3 その他必要と認められた場合 [参考] 児童育成手当（障害手当除く） 受給者数 2,624人（19年3月末現在）				
内容	ヘルパー派遣業者と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきヘルパーを派遣する。 【派遣回数】 同一世帯につき原則として月12回以内 【派遣時間】 午前7時から午後7時までの間で、1時間単位で8時間以内 【援助内容】 子供の世話 食事の世話 住居の清掃 被服の洗濯 生活必需品の買物 その他必要な用務				
経過	昭和57年 開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 午前7時～午後7時 昭和62年 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生 平成14年 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定）				
必要性	ひとり親の就労を援助することにより、安定した生活と自立促進に寄与する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託 （有）ケアサービス大和田 223,596円（18年度） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結 2 対象者の申請に基づき、区は派遣の可否を決定。（緊急の場合、申請書は事後でも可） 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料支出				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	721	311	149	217	120	224	135	
決算額（19年度は見込み）	52	125	73	217	117	160	135	
人件費					862	1,281		
【事務分担量】（%）					10	15		
合計（+）	52	125	73	217	979	1,441	135	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	1	
一般財源	52	125	73	217	979	1,441	134	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用世帯数	2	6	3	2	1	1	1
	利用日数	8	12	9	21	11	16	15

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	ヘルパー派遣委託	117	ヘルパー派遣委託	160	ヘルパー派遣委託	135

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	ヘルパー利用時間数	163時間	88時間	119時間	100時間		
	ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	7時間 45分	8時間	7時間	8時間		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用世帯が固定化している。 ・ 急な派遣依頼が多い。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用要件や利用回数等、事業の見直し ・ 利用者が固定しているため、他の施策を検討 	利用者が制度を利用しやすくなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	内容の充実を図る。

議会議事録（要旨）	なし
-----------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島明光																																										
		担当者名	伊藤勝美	内線	3814																																										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	都会計のため予算コードなし																																														
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業																																											
開始年度	昭和 平成	28 年度	根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）による「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」																																											
終期設定	有 無	年度																																													
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																										
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]																																													
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																																													
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																																													
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。																																														
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金 母子が優先 2 女性福祉資金 母子が優先 3 日本育英会等同種の資金 重複貸付不可 4 生活保護受給者 貸付可																																														
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額（単位：千円）</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額（単位：千円）</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>生活資金</td> <td>(月額) 103</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>転宅・結婚資金</td> <td>260(転宅)・300(結婚)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>修業資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>修学資金</td> <td>(月額) 18~64</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>320</td> <td>無</td> <td>就学支度資金</td> <td>39~590</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>340(医療)・500(介護)</td> <td>無</td> <td>児童扶養資金</td> <td>(月額) 32</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>					貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額) 103	3%	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	3%	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	3%	修業資金	460	無	修学資金	(月額) 18~64	無	就職支度資金	320	無	就学支度資金	39~590	無	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無	児童扶養資金	(月額) 32	無
貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子																																										
事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額) 103	3%																																										
事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	3%																																										
技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	3%																																										
修業資金	460	無	修学資金	(月額) 18~64	無																																										
就職支度資金	320	無	就学支度資金	39~590	無																																										
医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無	児童扶養資金	(月額) 32	無																																										
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行（旧法廃止） 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（題名改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化（技能修得・就職支度・修業資金・生活資金（技能修得資金と合せ貸しの場合）） 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特別児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 医療介護資金を借り受けずとも、生活資金を借り受けられるように貸付要件を緩和																																														
必要性	東京都が実施している事業で、事務処理を代行している。																																														
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <貸付審査会> 適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 構成メンバー「計画課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長（計画課長）が指定する者」 <広報> 年2回、区報に掲載（5月・10月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知																																														

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	32,800	32,800	32,800	29,934	31,457	31,682	35,922	
決算額（19年度は見込み）	27,756	25,769	21,489	22,678	24,329	31,082	35,922	
人件費					6,464	10,248		
【事務分担量】（%）					75	120		
合計（+）	27,756	25,769	21,489	22,678	30,793	41,330	35,922	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	27,756	25,769	21,489	22,678	24,329	31,082	35,922	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	0	0	0	6,464	10,248	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	修学資金	44	41	35	36	34	37	40
	就学支度資金	11	14	8	11	13	27	30
	その他	9	1	2		3	2	5
	貸付額	27,756	25,769	21,489	22,678	24,329	31,082	35,922

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	歳入歳出	貸付金	24,329	貸付金	31,082	貸付金	35,922

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	貸付件数	47	50	66	75		
（問題点・課題 指標分析）	償還率が徐々に上がっているが、今後も細かな滞納対策が必要。						単位千円
		16年度	17年度	18年度			
	調定額	55,214	55,479	59,729			
	償還額	20,368	19,641	21,844			
	償還率(%)	36.9	35.4	36.6			
	未償還額	34,846	35,838	37,885			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	償還率は年々上昇はしているが、今後細かな滞納対策が必要である。貸付者に電話及び訪問し、償還するよう指導する。
	償還率が上がる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議 会 要 質 問 状	なし
----------------------------	----

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭住宅あっせん・家賃助成事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
		担当者名	山崎 美知子	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	家賃等助成事業費（15-54-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭住宅あっせん及び家賃等助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	18 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	住宅に困窮しているひとり親世帯（18歳未満の児童を養育している世帯）に対し、住宅のあっせん、家賃助成を行い住宅確保と生活の安定を図る。				
対象者等	(1)住宅あっせん 住宅に困窮するひとり親家庭 (2)家賃助成 建替えによる立ち退き要求を受けているひとり親世帯 * 受給世帯数 継続1世帯（平成18年4月現在）				
内容	転居前家賃と転居後の家賃との差額、転居一時金、権利金、契約更新料を補助する。（旧要綱家賃適用世帯） ・2人世帯家賃助成基準額 89,000円 ・3人世帯家賃助成基準額 120,000円 ・4人以上家賃助成基準額 154,000円 平成12年度より新規申請者は都基準に準拠する。（要綱改正）（新基準） ・2人世帯家賃限度額 78,000円（住宅専用面積により異なる） ・3人以上世帯家賃限度額 96,000円（住宅専用面積により異なる）				
経過	平成3年度 都の補助事業として開始 平成10年度 区の上乗せ措置（家賃上限額引き上げ、認定条件に住環境劣悪も設定）のうち「住環境劣悪」条件に該当する申請が無くなってきているため、その部分を削除 平成12年度より 新規申請者は都基準に準拠する。 都制度は12年6月末廃止。経過措置として新規対象者は公営住宅への応募を前提に2年間限り助成。（受付は、16年度末まで）また、現に助成を受けている世帯は、18年度末まで助成継続。 都の改正を受けて区は都と同内容で12年9月1日付けで要綱を改正した。 平成14年10月1日より、申請要件に「住民税及び国民健康保険料の滞納がないこと」を加える。 平成18年10月支払で事業終了				
必要性	平成3年度に東京都の家賃助成事業補助制度を受けて、区も事業を開始した。しかし、東京都は経済給付的な事業の見直し、地上げの沈静化、住宅困窮者は公営住宅対応が基本を理由に、新規受付16年度末、継続18年度末までとし、事業を廃止する。都の見直し内容と同様に区も18年度をもって当事業を廃止する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 子育て給付係窓口申請 - 受付 - 受理 - 決定 - 給付（口座振替） 住宅あっせんについては、申請を受けた場合は、区と委託契約している不動産仲介業者に連絡をとり、仲介をしてもらう。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,563	1,621	1,546	871	337	46		
決算額（19年度は見込み）	1,325	503	507	587	61	42		
人件費					1,293	854		
【事務分担量】（%）					15	10		
合計（+）	1,325	503	507	587	1,354	896		
国（特定財源）								
都（特定財源）	430	156	182	83	30	21		
その他（特定財源）								
一般財源	895	347	325	504	1,324	875		
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	受給世帯数	3	1	1	2	1	1	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵便料	1	郵便料	0		
	負担金補助	家賃助成、転居一時金	60	家賃助成、転居一時金	42		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	受給世帯数	2	1	1			

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度事業廃止

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光							
		担当者名	山崎 美知子	内線	3816							
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	児童育成手当（20-75-50-01）											
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業								
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則								
終期設定	有 無	年度	法令等									
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画							
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]										
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]										
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]										
目的	児童を養育している母・父子家庭等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。											
対象者等	18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者。 ・父又は母が死亡した児童（生死不明の場合） ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父母が離婚した児童 ・父又は母が重度の障がいをもつ児童 20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障がい児の保護者											
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th style="text-align: left;">受給対象児童数</th> <th>育成手当</th> <th>障がい手当</th> <th>重複</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,728</td> <td style="text-align: center;">2,599</td> <td style="text-align: center;">104</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </table> （19年3月末）	受給対象児童数	育成手当	障がい手当	重複	2,728	2,599	104	25			
受給対象児童数	育成手当	障がい手当	重複									
2,728	2,599	104	25									
内容	育成手当一人 13,500円/月、障害手当 15,500円/月を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 これまで都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施する。											
経過	都事業として始まり、現在に至る。 平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化）											
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。											
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）											
	子育て給付係窓口にて申請受付 審査 決定・給付〔区長決定〕											

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		371,682	398,956	415,257	450,028	462,451	488,126	472,166
決算額（19年度は見込み）		371,628	398,728	415,257	428,076	449,176	461,828	472,166
人件費						7,757	7,686	
【事務分担量】（%）						90	90	
合計（+）		371,628	398,728	415,257	428,076	456,933	469,514	472,166
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		371,628	398,728	415,257	428,076	456,933	469,514	472,166
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	育成手当児童数	2,174	2,270	2,417	2,534	2,546	2,599	2,786
	障がい手当児童数	103	101	96	96	94	104	112
	併給児童数	13	18	19	23	19	25	
	計（各年度3月末）	2,290	2,389	2,532	2,653	2,659	2,728	2,898

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	育成手当 @13,500×延べ31,697人 （月平均2,641人）	427,910	育成手当 @13,500×延べ32,509人+@500×1人 （月平均2,709人）	438,872	育成手当 @13,500×延べ33,431人 （月平均2,786人）	451,319	
	障害手当 @15,500×延べ1,372人 （月平均 114人）	21,266	障害手当 @15,500×延べ1,481人 （月平均 123人）	22,956	障害手当 @15,500×延べ1,345人 （月平均 112人）	20,847	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	育成手当受給児童数	2,534	2,546	2,599	2,786		
	障害手当受給児童数	96	94	104	112		

（問題点・課題）	資格のある方がもれなく受給できるようにする。特に、数少ない父子家庭への支援であるので、制度の周知に努める。（H19.4.1現在 父子家庭：103件）
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	ひとり親家庭等の児童の健やかな成長

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光																												
		担当者名	山崎 美知子	内線	3816																												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	児童扶養手当等支給事業費（20-76-50-01）																																
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業																													
開始年度	昭和 平成	36 年度	根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																													
終期設定	有 無	年度	法令等	特別児童扶養手当の支給に関する法律																													
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																												
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]																															
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																															
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																															
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障害を有する児童を監護している母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする																																
対象者等	【児童扶養手当】 次のいずれかに該当する、18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいをもつ児童を監護している母又は養育者 父母が婚姻を解消 父が死亡（生死不明の場合も） 父が重度の障がい者 父に1年以上遺棄されている状態が続いている 父が1年以上拘禁されている状態が続いている 婚姻によらないで生まれた 【特別児童扶養手当】 障がい児の父若しくは母又は養育者がその障がい児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者																																
内容	児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・1月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円/月、3人目以降はひとりにつき月3000円/月が加算される。 児童扶養手当 全額支給：月額41,720円、一部支給：41,710円～9,850円 10円単位(物価スライドによる変更有) 特別児童扶養手当 1級：50,900円 2級：33,900円(物価スライドによる変更有) 手当額計算方法 41,710 - (所得額 - 所得制限限度額) × 0.0184162																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>児童扶養手当(全額支給)</th> <th>児童扶養手当(一部支給)</th> <th>特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得限度額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>190,000円(未満)</td> <td>1,920,000円(未満)</td> <td>4,596,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>570,000円(未満)</td> <td>2,300,000円(未満)</td> <td>4,976,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>950,000円(未満)</td> <td>2,680,000円(未満)</td> <td>5,356,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,330,000円(未満)</td> <td>3,060,000円(未満)</td> <td>5,736,000円(未満)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> </tr> </tbody> </table>					扶養親族数	児童扶養手当(全額支給)	児童扶養手当(一部支給)	特別児童扶養手当	所得限度額				0人	190,000円(未満)	1,920,000円(未満)	4,596,000円(未満)	1人	570,000円(未満)	2,300,000円(未満)	4,976,000円(未満)	2人	950,000円(未満)	2,680,000円(未満)	5,356,000円(未満)	3人	1,330,000円(未満)	3,060,000円(未満)	5,736,000円(未満)		(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)
扶養親族数	児童扶養手当(全額支給)	児童扶養手当(一部支給)	特別児童扶養手当																														
所得限度額																																	
0人	190,000円(未満)	1,920,000円(未満)	4,596,000円(未満)																														
1人	570,000円(未満)	2,300,000円(未満)	4,976,000円(未満)																														
2人	950,000円(未満)	2,680,000円(未満)	5,356,000円(未満)																														
3人	1,330,000円(未満)	3,060,000円(未満)	5,736,000円(未満)																														
	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)																														
経過	昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） 平成14年7月末までは、区は受付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務） 上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当での支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。 平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4 1/3 平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置。ハローワーク等と連携。受給者に対する就業・自立支援を実施																																
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																																
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【児童扶養手当】 計画課受付 区が認定 区が給付 年1回受給資格確認のため現況届受付 【特別児童扶養手当】 計画課受付受理 都へ提出（都が認定） 年1回受給資格確認のため現況届受付 ・特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。																																

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	246	189,197	596,583	660,216	687,442	692,155	702,136	
決算額（19年度は見込み）	210	188,876	596,062	623,671	642,325	650,842	702,136	
人件費					17,238	17,934		
【事務分担量】（%）					200	210		
合計（+）	210	188,876	596,062	623,671	659,563	668,776	702,136	
国（特定財源）	728	139,860	449,649	470,855	481,468	218,043	234,937	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	-518	49,016	146,413	152,816	178,095	450,733	467,199	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
児童扶養手当受給者数	1,123	1,210	1,286	1,342	1,352	1,343	1,397	
特別児童扶養手当受給者数	132	133	130	138	137	156	162	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品・印刷製本	83	報酬	1,036	報酬	1,156
	役務費	郵便料	236	共済費	0	共済費	143
	扶助費	扶養手当費	642,006	報償費	23	報償費	24
				旅費	5	旅費	8
				消耗品・印刷製本	118	消耗品・印刷製本	227
				郵便料	238	郵便料	350
				扶養手当費	649,422	扶養手当費	700,228

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	児童扶養手当受給児童数	2,063	2,095	2,085	2,106		
	特別児童扶養手当受給児童数	143	137	160	170		

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・資格のある方がもれなく受給できるよう制度の周知に努める。 ・平成14年の児童手当法の改正により、平成20年4月1日から手当が減額されることに伴い、母子自立支援プログラム策定事業を実施している。当事業の実施を円滑に進めるため、該当者への情報提供を始め、ハローワーク等との有機的な連携を図ることが重要である。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
現況届時等を活用した母子家庭受給者への就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正施行時の減額支給事務の円滑な遂行 ・母子世帯の経済的自立

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議会議決要旨 （要旨） （状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき
------------------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部計画課	課長名	濱島 明光
		担当者名	山崎 美知子	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	ひとり親家庭医療費助成事業(21-28-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	ひとり親家庭の父又は母 両親がいない児童などを養育している養育者 ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日(障がい児は20歳未満)までの者。 父又は母が重度の障がいがある児童				
内容	対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付する。 事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診 レセプトを国保連合会に送付 連合会審査 区に請求 連合会に支払 連合会は医療機関に支払う 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が一旦立替払いをし、後日、領収書を計画課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。				
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在にいたる。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。（老人保健法に準じる） 住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから子ども(乳幼児)医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。(子ども医療は中学校修了前まで、ひとり親医療助成は18歳まで) 平成19年度より補助金から財調に切り替え。				
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 計画課窓口申請 申請後10日前後で医療証交付(所得及び戸籍で母子父子の確認のため) 年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	92,930	94,657	91,387	92,967	103,933	103,815	100,231
	決算額(19年度は見込み)	91,733	92,169	90,735	91,889	99,975	98,320	100,231
	人件費					10,343	8,540	
	【事務分担量】(%)					120	100	
	合計(+)	91,733	92,169	90,735	91,889	110,318	106,860	100,231
	国(特定財源)							
	都(特定財源)	59,460	58,635	60,572	60,615	64,338	64,174	
その他(特定財源)	243	45	7	4	704	345	40	
一般財源	32,030	33,489	30,156	31,270	45,276	42,341	100,191	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象世帯	1,281	1,368	1,408	1,455	1,449	1,498	1,548
	助成件数	31,195	32,791	34,913	35,320	39,101	38,580	37,719
	助成額	81,140	83,440	85,320	88,639	96,883	95,158	97,780

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	事務用品、印刷製本	165	事務用品、印刷製本	266	事務用品、印刷製本	210
	役務費	郵便料	147	郵便料	145	郵便料	145
	委託料	レセプト審査委託料	2,756	レセプト審査委託料	2,752	レセプト審査委託料	2,096
	負担金補助	利子補給金、事務取扱手数料、介助手数料	24				
	扶助費	医療費	96,883	医療費	95,158	医療費	97,780

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	医療費助成対象者数	3,172	3,178	3,297	3,363		

（問題点・課題）	<p>制度の周知に努め、資格のある方がもれなく受給できるようにする。 子ども医療費助成制度との関係で、年齢到達後スムーズに医療証の更新ができるようにする。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
様々な広報媒体を利用し、制度の周知を図る。	ひとり親家庭の財政的負担の軽減

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状どおり実施する。

議（要旨）	
-------	--